



吉水第104号
令和6年2月16日

吉賀町水道料金審議会
会長 様

吉賀町水道事業管理者 岩本 一巳

水道料金の改定について(諮問)

吉賀町水道料金審議会条例(平成17年10月1日吉賀町条例第171号)第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 諮問の内容

- (1) 水道料金の料金水準について
- (2) 水道料金の改定時期について

2. 諮問の趣旨

当町の水道事業は、集中投資が行われた昭和50年代から40年以上が経過しております。当町では、連日の報道にあるような大規模な断水被害は今のところ無いものの、施設や管路の老朽化が進行しており、予断を許さない状況になりつつあります。

今般、既にお示しました経営戦略で予定している、令和9年度から始める蔵木・六日市地区での大規模な水道管更新工事に伴い、更新工事費用の捻出と水道事業の安定的な運営を図るため、料金の値上げをお願いせざるを得ないとの判断に至りました。

今後も安心・安全な水道の提供を続けていくためには、老朽化施設の更新や管路の耐震化を計画的に進めていく必要があります。

よって、諮問事項について貴審議会のご意見を伺うものです。